

津市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 31 日訓第 24 号

改正 平成 28 年 10 月 31 日訓第 66 号

令和 2 年 3 月 31 日訓第 40 号

令和 3 年 7 月 30 日訓第 53 号

令和 6 年 3 月 27 日訓第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、救急医療体制の整備の円滑かつ迅速な推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「病院群輪番制病院運営事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、別表第 1 に定める診療時間に、輪番制方式により病院群輪番制病院運営事業を実施する事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、病院群輪番制病院運営事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、別表第 2 に定める基準に基づき算出した交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(状況報告)

第 5 条 補助対象事業者は、各半期末日現在の補助事業の実施状況を当該期間経過後速やかに、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第 6 条 規則第 12 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 病院群輪番制病院運営事業結果報告書

(2) 病院群輪番制病院運営事業実績報告書

(3) 病院群輪番制病院運営事業実績内訳書

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日訓第66号）

この訓は、平成28年11月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、同年10月15日から適用する。

附 則（令和2年3月31日訓第40号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日訓第53号）

この訓は、令和3年8月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月27日訓第17号）

1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	診療時間
休日、年末年始及び土曜日	午前 8 時 3 0 分から翌日の午前 8 時 3 0 分まで
平日	午後 6 時から翌日の午前 8 時 3 0 分まで
備考	
1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（年末年始の期間に含まれる休日を除く。）をいう。	
2 「年末年始」とは、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。	
3 「土曜日」とは、休日又は年末年始に当たる土曜日以外の土曜日をいう。	
4 「平日」とは、休日、年末年始及び土曜日以外の日をいう。	

別表第 2（第 4 条関係）

1 単価明細表

区分		金額（1 回につき）
休日	連続する休日以外の場合	2 7 0， 2 0 0 円
	連続する休日の場合	2 8 9， 5 0 0 円
年末年始		3 8 6， 0 0 0 円
土曜日		1 7 0， 0 7 0 円
平日		9 6， 5 0 0 円

2 救急患者受入れ実績加算

区分	金額
輪番日における救急車で搬送された救急搬送患者 1 名につき	4， 0 0 0 円
輪番日における他の医療機関からの紹介患者 1 名につき	4， 0 0 0 円

3 医師派遣実績加算

区分			金額
輪番日における救急医療体制の確保のために他の医療機関から派遣を受けた医師 1 名につき	休日	昼間	7 5, 0 0 0 円
		夜間	1 1 5, 0 0 0 円
	年末年始	昼間	1 1 5, 0 0 0 円
		夜間	1 3 0, 0 0 0 円
	土曜日	昼間	4 5, 0 0 0 円
		夜間	1 1 5, 0 0 0 円
	平日	夜間	1 0 0, 0 0 0 円
	備考		
1 「昼間」とは、午前 8 時 3 0 分から午後 6 時までの時間帯をいう。			
2 「夜間」とは、午後 6 時から翌日の午前 8 時 3 0 分までの時間帯をいう。			
3 加算の対象となる医師の派遣は、1 輪番日につき各区分 1 名を限度とする。			

（注 1） 補助金の額は、1 で算定する単価に 2 及び 3 で算定する加算金額を加えた額とする。

（注 2） この表において使用する用語の定義は、別表第 1 に定めるところによる。